

日英包括的経済連携協定(日英EPA) 農林水産品に関する大筋合意の概要

1. 日本側の関税については、日EU・EPAの範囲内で合意。

(1) 日EU・EPAで関税割当枠が設定されている25品目について、新たな英国枠は設けない。(※1)

(2) 日EU・EPAでセーフガードが設定されている品目について、日EU・EPAの下でと同じ内容のセーフガードを措置。(※2)

(3) その他の農林水産品についても、日EU・EPAと同じ内容を維持。(※3)

2. 英国側の関税については、牛肉、茶、水産物など主要な輸出関心品目について、関税撤廃を獲得した日EU・EPAの内容を維持。(※3)

※1 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。

※2 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。

※3 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

※4 発効日は、英国のEU離脱に係る移行期間終了後、かつ国内手続の完了の通知後であって、両国が合意する日。

※5 農産品について、協定発効5年後の再協議規定あり。

(参考)品目ごとの合意の概要

	品目	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容 ^{※1}
日本側の関税	米	<ul style="list-style-type: none"> 関税削減・撤廃等から除外。(米・米粉等の国家貿易品目や、原料に米を多く使用する米菓等の加工品・調製品等も含め除外。) 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。
	麦	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度、枠外税率を維持。 小麦、小麦粉調製品等について、EU向けの関税割当を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。 英国向けの関税割当は設けない。^{※4}
	麦芽	<ul style="list-style-type: none"> 関税割当制度(枠内無税)、枠外税率(21.3円/kg)を維持。 EU向けの関税割当を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。 英国向けの関税割当は設けない。^{※2}
	牛肉	<ul style="list-style-type: none"> セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保し、9%まで関税削減。発動基準数量は、4.4万トンから増加し、2033年度5.3万トン。 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。^{※3}
	豚肉	<ul style="list-style-type: none"> セーフガード付きで長期の関税削減期間を確保。従価税部分について関税を撤廃、従量税部分について関税を50円/kgまで削減。差額関税制度と分岐点価格(524円/kg)を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。^{※3}
	脱脂粉乳・バター	<ul style="list-style-type: none"> 国家貿易制度を維持。 民間貿易によるEU向けの関税割当を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。 英国向けの関税割当は設けない。
	ホエイ	<ul style="list-style-type: none"> ホエイ(たんぱく質含有量45%未満)について、セーフガード付きで関税削減に留める。 	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAと同内容。^{※3}
	チーズ	<ul style="list-style-type: none"> ソフト系チーズは、一括してEU向けの関税割当を設定。 熟成ハード系チーズ(チェダー、ゴーダ等)等については、長期の関税撤廃期間を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国向けの関税割当は設けない。^{※4} 日EU・EPAと同内容。

	品目	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容 ^{※1}
日本側の関税	軽種馬	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠馬は、即時撤廃。 ・競走馬は、セーフガード付きで長期の関税撤廃期間を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。
	園芸関連品	<ul style="list-style-type: none"> ・りんご、オレンジ、ぶどう等の果実、トマト加工品等は関税撤廃。 ・12月～3月に輸入される生鮮オレンジについては、セーフガードを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。^{※3}
	砂糖・加糖調製品、でん粉、豆類、こんにゃく、茶	<ul style="list-style-type: none"> ・粗糖・精製糖(少量の新商品開発のための試験輸入枠)、加糖調製品等は、EU向けの関税割当を設定。 ・チョコレート菓子、ココア調製品、落花生、茶は、段階的に関税撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> ・英国向けの関税割当は設けない。^{※4} ・日EU・EPAと同内容。
	鶏卵、鶏肉、天然はちみつ	<ul style="list-style-type: none"> ・殻付き卵、全卵又は卵黄、卵白、鶏肉、鶏肉調製品、天然はちみつは、関税撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。
	牛肉・豚肉の加工調製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・牛内臓(ハラミ等)、牛タン、豚肉調製品(ハム・ベーコン、ソーセージ等)等は関税撤廃。 ・ハム・ベーコン等差額関税の豚肉調製品については、セーフガードを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。^{※3}
	乳製品の加工調製品等	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスクリーム・氷菓、フローズンヨーグルト等は、関税削減又は撤廃。 ・全粉乳・バターミルクパウダー、無糖れん乳、無糖ココア調製品等は、EU向けの関税割当を設定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。 ・英国向けの関税割当は設けない。^{※4}
	林産品	<ul style="list-style-type: none"> ・構造用集成材、SPF製材等の主な林産品10品目について、一定の関税撤廃期間を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。
水産品	<ul style="list-style-type: none"> ・海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減・撤廃等から除外。 ・あじ、さば等は、長期の関税撤廃期間を確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAと同内容。 	

※1 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。

※2 英国産を含め、国内の事業者が必要とする数量を、これまでどおり一般関税割当てで割り当てる。

※3 数量セーフガードについては、英国とEUからの合計輸入数量が、日EU・EPAと同じ発動基準数量に達した場合に、英国に対して発動。

※4 ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当ての未利用分が生じた場合に限り、当該未利用分の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当てと同じ税率を適用する仕組みを設ける。また、必要に応じて本仕組みの運用改善について、日英間で協議を行う。

	日EU・EPA合意内容	日英EPA合意内容 ^{※1}
英国側の関税	<ul style="list-style-type: none"> 牛肉、茶、水産品など主要な輸出関心品目について、ほとんどの品目で即時撤廃を獲得。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての品目で、日EU・EPAと同内容。

※1 協定発効時から日英双方が、相手国に対して日EU・EPAと同じ税率を適用。